

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和8年2月

最低制限価格の公表時期の変更について

令和8年2月19日以降に公告する最低制限価格制度を採用する電子入札における建設工事、測量・建設コンサルタント等業務について、最低制限価格を開札日に公表します。

1 改正内容

最低制限価格の公表時期を開札日とします。

ただし、再度の入札を実施するときは、再度の入札の開札日に公表します。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、最低制限価格は公表しません。

【最低制限価格の公表時期】

旧：「予定価格に対する質疑及び回答」の最終回答日の翌日

新：開札日

2 対象案件

最低制限価格制度を採用する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務

3 変更時期

令和8年2月19日公告分から適用

4 改正する規程

- ・大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱
- ・大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱
- ・建設工事等の公表後の予定価格等に対する質疑に関する要綱
- ・国の要請に伴う大阪府建設工事条件付一般競争入札の手續の特例に関する要綱
- ・大阪府建設工事電子入札心得
- ・大阪府測量・建設コンサルタント等電子入札心得
- ・大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）

【お問い合わせ先】

総務部契約局

総務委託物品課 企画・システム G

06-6941-0351（内線 5375）

建設工事課 建築入札 G・土木入札 G

06-6941-0351（内線 5336・5358）